

## 緊急事態宣言の延長を踏まえた市立小・中学校及び高等学校における感染症対策について

### 1 緊急事態宣言の延長について

9月9日、政府は、静岡県<sup>1</sup>の緊急事態宣言について、9月13日から30日までを延長期間とすることを決定した。9月10日、静岡市は、この決定に基づき感染症対策等を実施することとした。

静岡県警戒レベルは、国の示す「ステージⅣ」は、継続されていることから、これまで同様に文部科学省の衛生管理マニュアル上の「地域の感染レベル3」に相当するため、これまでの感染症対策を継続する。

### 2 学校運営の方針について

市内の感染状況については、8月20日の緊急事態宣言発令後、新規感染者数は、8月25日をピークに減少傾向にあるものの下がりきっていない状況である。

このような状況の中で、各学校及び各家庭での感染症対策をはじめとする様々な取組により、市立小・中学校及び高等学校では、夏休み明けの教育活動を起因とする感染が広がっているような状況は確認されていない。また、学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業についても、現時点では実施していない。

一方、夏休み明けの感染症対策の効果や影響については、当面の間、見極めていかなければならない。

さらに、感染への不安を感じている児童生徒等に配慮した対策も必要である。

これらの状況を踏まえ、今後の学校運営の方針については、これまでの感染症対策及び教育活動の取組を継続することとする。

### 3 感染症対策の概要

#### (1) 感染症対策について

- ・マスクの着用、手洗い、「3密」の回避（「1密」にも留意）、屋外での活動においても感染症対策を講じることなどを徹底する。
- ・給食、体育、部活動において、マスクを外した際に、児童生徒間の距離を確保したり、会話を控えたりすることを徹底する。
- ・合唱・調理・密集する運動などの感染リスクの高い教育活動は、回避する。

#### (2) 保護者との連携について

新型コロナウイルスを校内に持ち込まないことが重要であるため、次の点について、保護者の協力を得て取り組むようにする。

- ・児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等に相談・受診すること。（受診しないまま熱が下がり、後日登校することは、感染のリスクが危惧されます。）（相談や受診の手続きの詳細については、別紙を参照してください。）
- ・児童生徒や同居家族に発熱等の風邪症状がある場合等には、登校しないこととする。
- ・学校外での生活においても、濃厚接触者の定義にあたるような行動をしないよう

留意していただく。(例) マスクを外した状態で友だちと会話したり食事したりすることや、換気の悪い室内で15分以上、友だちと一緒にいることなど。

参考；児童生徒等に発熱等の風邪症状がある場合の手順（詳細は、**別紙資料**にて確認願います。）

- ① かかりつけ医に相談・受診する。
- ② かかりつけ医がない場合や、かかりつけ医で対応できない場合
  - ア 微熱 → 「静岡市新型コロナなんでも相談ダイヤル」に相談する。
  - イ 高熱、息苦しさ、強いだるさ → 「発熱等受診相談センター」に相談する。

#### 4 指導上の留意事項について

- (1) 感染者が確認された場合に、学校内の活動が原因となって児童生徒、教職員が濃厚接触者となることがないように留意して日常的な活動を行う。児童生徒の行動において、明らかに濃厚接触者の定義にあたるような状況が確認された場合は、丁寧に説明して指導し、児童生徒の主体的な改善を促す。
- (2) 感染症対策の長期化に加え、児童生徒は対策の変更のたびに新たな対応が迫られるなど、心身のストレスが強まることが考えられる。そこで、児童生徒ができるだけ無理なく、かつ主体的に感染症対策に取り組むことができるよう配慮するとともに、児童生徒の様子や言動に変化が見られた場合は、直ちに支援にあたる。

#### 5 地域ごとの「学校の行動基準」に基づく教育活動の実施について（文科省マニュアルにおけるレベル3の対応例及び本市での実施方法） ※変更点はありません。

(1) 学校に新型コロナウイルスを持ちこまないための手立てについて	
① 家族の体調不良時の出席停止	
文科省マニュアル	・同居家族に風邪症状が見られる場合、登校させないこととする。
本市での実施方法 《継続》	・家族の理解と協力を得て、登校を控えていただく。この場合、宿題を課すなどして学習を保障する（欠席としない）。
② 登校時の健康観察	
文科省マニュアル	・登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにする。
本市での実施方法 《継続》	・登校の時間差をつけたり、入口を複数箇所設けたりして、密を避けて、校舎に入る前に実施する。 ・校舎に入る前の実施が難しい場合は、教室への入室後、速やかに児童生徒の健康状態を把握し、体調不良を確認した場合は他者に接触させないなど適切に対応する。 ・健康カードへの同居家族の健康状態の記載については、上記①実施により不要とする。
③ その他（家族間の行き来）	
文科省マニュアル	記載なし
本市での実施方法 《継続》	・友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみでの交流による接触を控える。

(2) 教科指導及び給食指導等について	
① 教科指導	
文科省マニュアル	・感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動は行わない。
本市での実施方法 《継続》	・音楽の合唱、家庭科の調理実習、体育の密集する運動など、文部科学省の衛生管理マニュアルに記載されている「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」については、避ける。
② 給食指導	
文科省マニュアル	・通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難であるが、適切な栄養摂取ができるよう工夫する。
本市での実施方法 《継続》	・これまでの感染症対策（配膳時の児童生徒間の距離の確保など）を再度、徹底するとともに、丁寧な手洗いや消毒、喫食終了時のマスク着用などを実施し、より安全な給食時間とする。
③ 休み時間	
文科省マニュアル	・トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施する。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの工夫が必要である。
本市での実施方法 《継続》	・休み時間の過ごし方については、教職員の目が届きにくいことを踏まえて、児童生徒がトイレや水道付近に密集したり、近距離での会話や接触をしたりしないように、自分たちで約束事を決めて実行できるようにする。 ・教職員は、その状況を見届け、必要に応じて指導する。

(3) 部活動の実施について	
文科省マニュアル	・なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて実施する。 ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない。
本市での実施方法 《継続》	・引き続き校内のみ（STEP1）とするが、 <u>下線部</u> の内容を厳守した上で、学校長の判断により実施可能な範囲での活動とする
①活動実施において、下記事項▶を厳守する。 ▶ <u>個人</u> や少人数での活動をより短時間で行う。 ▶相手と接触したり組み合ったりする、向き合っでの発声や激しい呼気が伴うなど、 <u>飛沫の可能性が高い活動は行わない</u> 。 ▶指導者は、活動中に限らず、 <u>活動前後の付随する場面</u> での指導も徹底する。 (部室内での着替え、準備片付け、休憩、下校時など)	
留意点	

- 屋外でできる活動は屋外で行う。
  - 集団でのランニングは行わず、互いに十分な距離をとって行う。
  - 屋内での演奏や共同作業は、互いの距離感が保てる人数制限、十分な換気などに配慮する。
  - ミーティングや集合時は、互いの距離間に留意し、短時間で行う。
  - 屋内の活動では、2方向以上の窓を開放するなど換気を心掛ける。
  - 部室や更衣室の利用は、換気に注意し、少人数及び時間差で使用する。
  - 楽器等については唾液の処理等も適切に行う。
  - ラケット、グローブ、楽器等の道具は、できる限り共有はしない。
  - 共有する道具、よく手を触れる場所（手すり、ドアノブ）の消毒を行う。
  - 共有のボトルやコップの使用はしない。
  - 活動終了後に、生徒同士で食事することを控えるよう特に指導を徹底すること。
- 各連盟や協会から感染症対策が示されている注意事項等があれば、留意すること。

▶その他、下記の留意点を参照し、担当する部活動の実態に沿った感染症対策プランの徹底を図る。

②部活動への参加については、各家庭の事情等を配慮し、本人と保護者の意向を十分に受け止め、強制にならないようにすること。

③上位大会につながる大会参加については、保護者の同意を得た上で、学校として必要性を判断し、決定すること。

#### (4) 学校行事について

##### ① 修学旅行および集団宿泊的行事

文科省マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有意義な教育活動であるため、教育的意義や児童生徒の心情を踏まえ、一律に中止とするのではなく、適切な感染防止策を十分に講じた上で実施について配慮する。</li> </ul>
本市での実施方法 《継続》	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和3年4月8日付03 静教教学教第142号「令和3年度修学旅行について（通知）」のとおり、適切な感染防止策を十分検討した上で実施について判断する。</li> <li>• 実施に当たっては、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にする。</li> </ul>